

告 示

埼玉県告示第百六十五号

測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

富士見市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

富士見市大字下南畑地域

四 作業期間

令和二年二月三日から令和二年三月二十五日まで